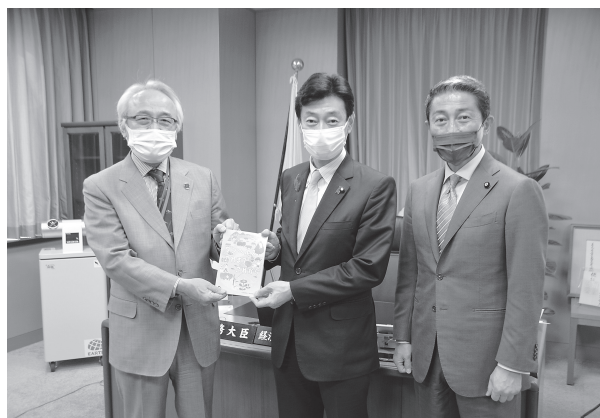


「新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する『ワンヘルス』の実践に関する要請」について

このたびの新型コロナウイルス感染症等、近年の新興・再興感染症の多くは動物由来の人と動物の共通感染症であり、その予防やまん延防止のためには人の健康、動物の健康、野生動物を含む環境の保全の三つの分野の関係者が一体となり連携して対応する「ワンヘルス」の取組みが求められている。しかしながら、現在、国における家畜・家禽、愛玩動物、野生動物の所管の縦割や、犬猫や野生動物における感染症の研究やサーベイランス等に常時対応する国等の担当機関の未設置が課題とされている。このような状況に鑑み、4月20日、本会蔵内会長から西村康稔経済再生担当・新型コロナウイルス感染症対策担当大臣に対して、別記1及び2に基づき「ワンヘルス」の実践に関する要請（後日、自見はな子参議院厚生労働委員会理事あて同様に要請）が行われたので、ここに紹介する。



左から蔵内会長、西村経済再生担当・新型コロナウイルス感染症対策担当大臣、大家敏志参議院議員

【別記1】

経済再生担当・

新型コロナウイルス感染症対策担当大臣

西村 康 稔

（参議院議員 自見はなこ 様）

新型コロナウイルス感染症等動物由来の 人と動物の共通感染症に対する 「ワンヘルス」の実践に関する要請

令和3年4月

公益社団法人 日本獣医師会

日 本 獣 医 師 連 盟

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し、パンデミックとして人類を恐怖に陥れています。我が国においても、政府は緊急事態宣言を発出して収束を図っていますが、本感染症の影響は、東京オリンピック・パラリンピックの開催延期など国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に及び、今後も長期間にわたり継続することが懸

念されています。

本感染症は、人から人への感染ばかりでなく、人から猫などの愛玩動物にも感染が見られる動物由来の人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）とされています。同様に、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）、MERS（中東呼吸器症候群）、SARS（重症急性呼吸器症候群）、新型インフルエンザ、狂犬病、牛海綿状脳症（BSE）、エボラ出血熱等の新興・再興感染症はいずれも動物由来の人と動物の共通感染症であり、その予防やまん延防止のためには人の医療と動物の医療の両側からのアプローチが必要とされています。

日本医師会と日本獣医師会は、人の健康、動物の健康、野生動物を含む環境の保全の三つの分野の関係者が一体となり連携して対応する「ワンヘルス」の概念が世界的に普及していることを踏まえ、平成25年11月に「ワンヘルスに基づく学術協力の推進に関する協定」を締結しました。更にこれを契機に、全国の医師会と獣医師会も同様の協定を締結し、全国的なワンヘルスの実践体制が構築されました。

このような「ワンヘルス」の実践体制を基盤として、平成28年11月には「第2回世界獣医師会－世界医師会ワンヘルスに関する国際会議」を開催し、世界における「ワンヘルス」の実践の礎となる「福岡宣言」を採択しました（参考資料1（略））。また、

令和2年5月22日には日本医師会と日本獣医師会の両会長連名で「新型コロナウイルス感染症禍を踏まえた「ワンヘルス」の実践に関する共同声明」を公表し、本感染症の早期収束と、将来におけるパンデミックの再発阻止に向け、「ワンヘルス」の実践活動の強化等を表明しました（参考資料2（略））。

近年の新興・再興感染症の多くは動物由来の人と動物の共通感染症であるにもかかわらず、国及び地方自治体における「ワンヘルス」の実践体制は不十分と言わざるを得ません。即ち、動物から人への感染症は厚生労働省の所管、動物から家畜・家禽への感染症は農林水産省の所管という縦割りとなっています。しかも、犬や猫などの愛玩動物及び野生動物の感染症についての研究やサーベイランスについては、両省の所管事項に関係しない限り、担当する国の機関は存在しない空白領域となっています（参考資料3（略））。このような国の危機管理体制が不備な状況の下では、動物由来の新興・再興感染症の発生を事前に察知することは困難であり、必要な感染症対策が後手に回り、再び今回の新型コロナウイルス感染症のような甚大な被害を招くことが強く懸念されます。

以上のことから、動物由来の人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践体制の構築について下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の「感染症対策を一元的に担う危機管理組織の在り方（日本版CDC等の設置）を検討する」に当たっては、人の感染症研究を担う国立感染症研究所と動物の感染症を担う国の機関が連携・協力し、人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等の「ワンヘルス」を実践する体制を構築すること。

※令和2年3月11・13日付け新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆参内閣委員会）の18・21（参考資料4（略））

※日本と米国における人と動物の感染症の調査研究機関

日本：国立感染症研究所（厚生労働省所管）、農研機構動物衛生研究部門（農林水産省所管）

米国：Centers for Disease Control and Prevention (CDC), U.S. Department of Health and Human Services
National Veterinary Services Laboratories (NVSL), Animal and Plant Health Inspection Services (APHIS), U.S. Department of Agriculture（参考資料5（略））

2 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して1の動物の感染症を担う国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含むすべての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制を確立し、安全・安心な人と動物の共生社会を構築すること。

※平成23年3月22・25日付け家畜伝染病予防法の一部改正法案に対する附帯決議（衆参農林水産委員会）の11・12（参考資料6（略））

※各国における動物衛生研究機関が所管する動物の範囲について（参考資料7（略））

3 緊急事態における地方での人と動物の医療機関、大学の医学部と獣医学部等関係機関の感染症防疫に係る連携・協力による情報共有、早期診断、医療資材の提供等の緊急事態措置の実施体制の強化を図るため、広域感染症防疫センターを国の機関として設置すること。

また、日本のみならず、特にアジアを中心とした海外の公衆衛生や福祉の推進に寄与するため、感染症への予防や防疫に加え、薬剤耐性菌対策や人と動物の健康、環境保全などを含めた「ワンヘルス」について、一般市民への情報提供や啓発が重要である。このため、国内外の関係機関と連携・協力しながら「ワンヘルス」推進機関を国と地方が協力して設置すること。

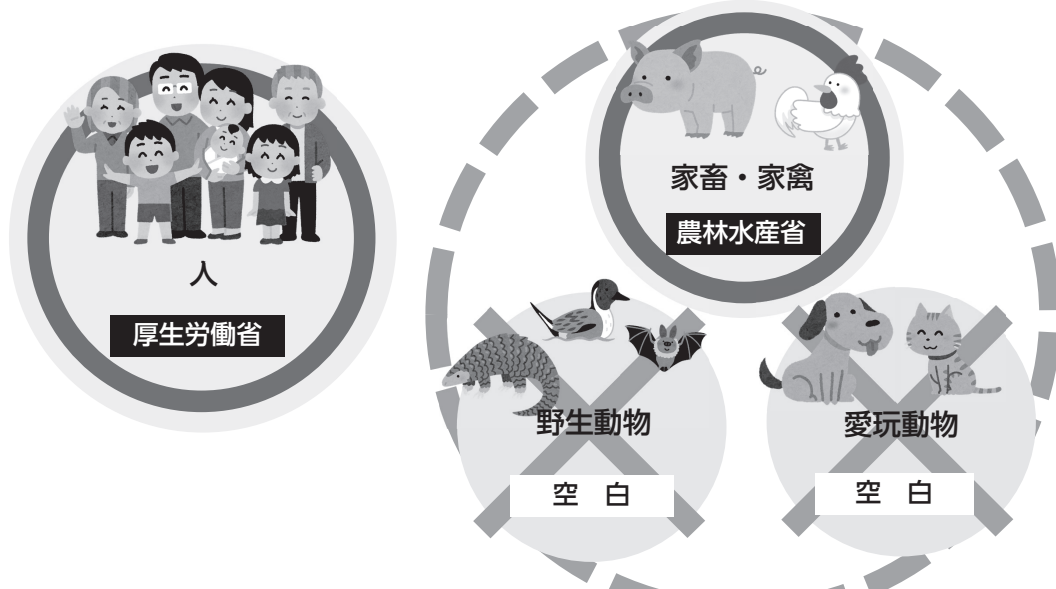
※海外の「ワンヘルス」関連機関

アジア獣医師会連合（FAVA）、アジア大洋州医師会連合（CMAAO）、世界獣医師会（WVA）、世界医師会（WMA）、国際獣疫事務局（OIE）、世界保健機関（WHO）等

※新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言（参考資料8・9（略））

以上

動物由来の人獣共通感染症の所管・研究体制の強化
(新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ等の防疫)



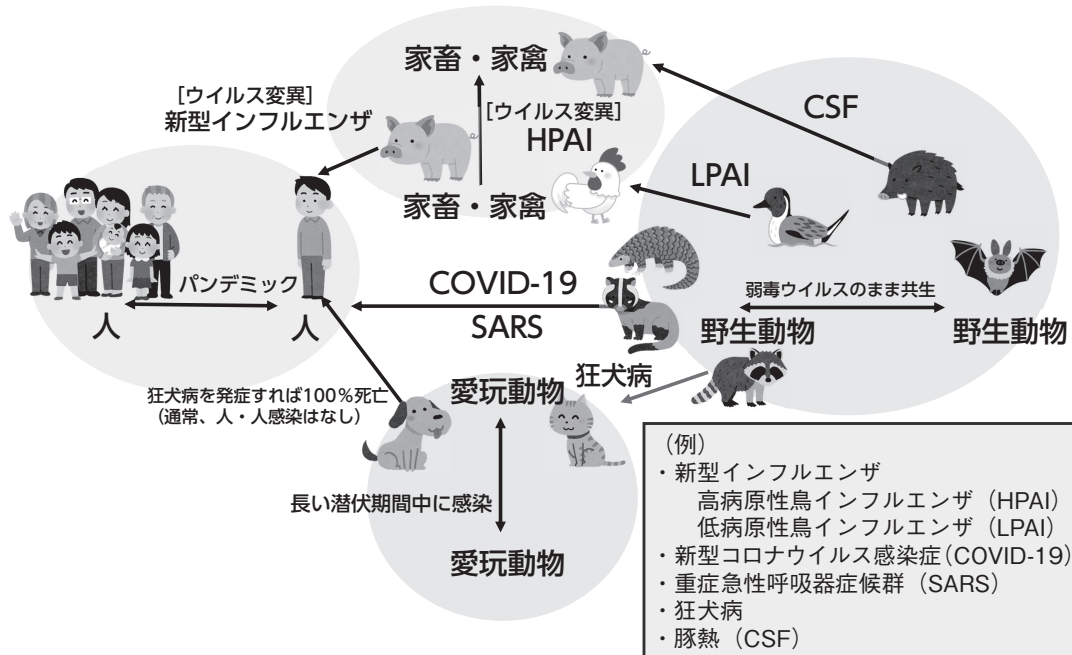
※国の所管が空白となっている愛玩動物と野生動物を、農林水産省が一括所管（別紙参照）

【別紙】

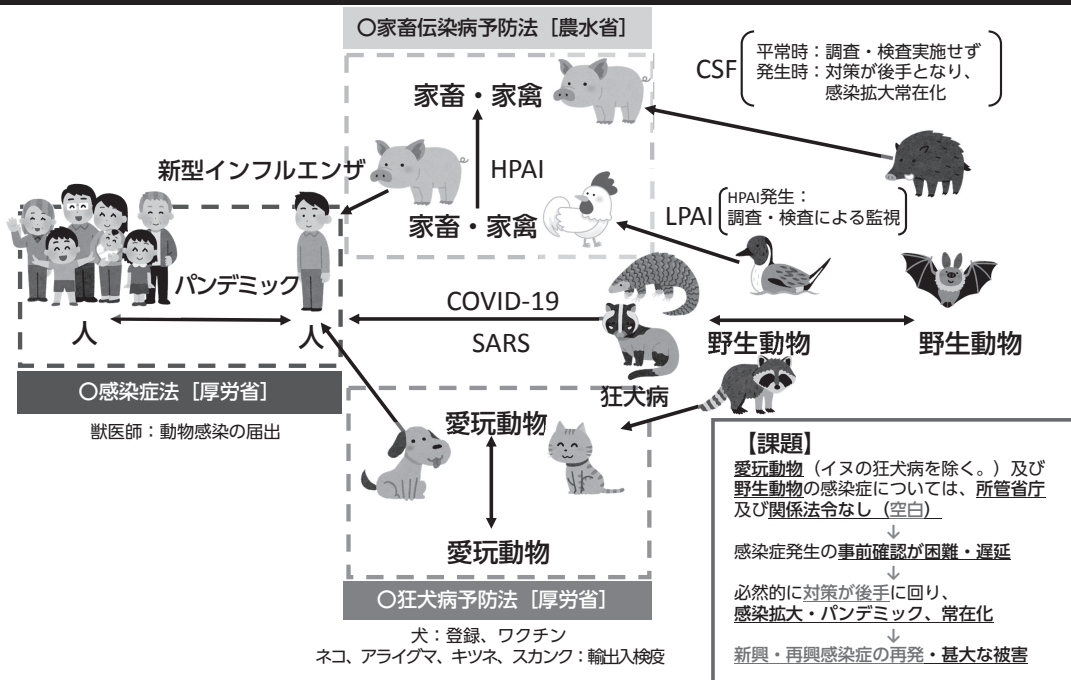
動物由来の新興・再興人獣共通感染症に対する「ワンヘルス」実践体制の強化について

- 1 近年における新興・再興感染症は全て動物由来の人獣共通感染症
 - ① 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)：コウモリ→センザンコウ→ヒト
 - ② 重症急性呼吸器症候群(SARS)：コウモリ→ハクビシン→ヒト
 - ③ 新型インフルエンザ：カモ→ニワトリ・ブタ→ヒト
 - ④ 狂犬病：全ての哺乳類が感染。清浄国であった台湾では2012年に52年ぶりに野生のイタチアナグマで発生し、その後も野生動物で継続的に発生。イヌにも感染。
- 2 動物由来感染症の国の所管・研究体制は縦割り、愛玩動物及び野生動物は空白領域
 - ① 動物からヒトへの感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「狂犬病予防法」に基づき厚生労働省の所管
 - ② 家畜・家禽の感染症は「家畜伝染病予防法」に基づき農林水産省の所管
 - ③ 愛玩動物及び野生動物の感染症については、関係法令及び国の研究機関はなし
- 3 動物由来の新興・再興感染症の再発、甚大な被害は不可避
 - ① 愛玩動物及び野生動物由来の感染症発生の事前察知は困難で、必然的に対策は後手
 - ② 動物由来の新興・再興感染症の感染拡大・パンデミック、常在化
- 4 「ワンヘルス」実践体制の強化による新興・再興感染症の発生予防・被害軽減
 - (1) 農研機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合し、国立動物衛生研究所(仮称)を設置
 - ① 現行の家畜・家禽にとどまらず、空白領域となっている愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査・研究
 - ② 感染症等の発生予察・予防、早期診断、まん延防止、診断薬・ワクチン開発、輸出入検疫の強化
 - (2) 国立感染症研究所の日本版CDCとしての体制強化とアジア防疫センターの地方新設
 - 国立動物衛生研究所(仮称)との連携・協力によるアジア等からの感染症の侵入防止、薬剤耐性菌対策を含めた「ワンヘルス」の推進

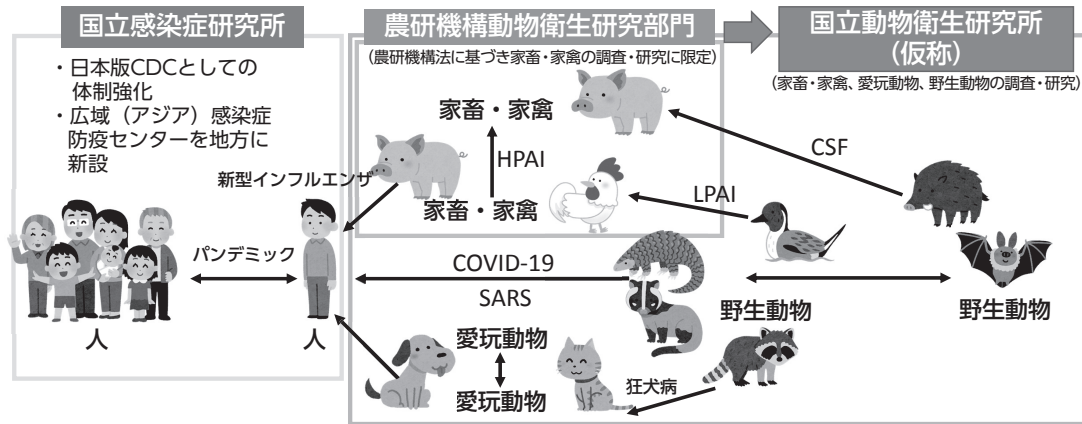
1：動物由来の新興・再興人獣共通感染症の感染経路（概要）



2：動物由来の人獣共通感染症に対する研究・調査体制と課題（現状）



3：動物由来の新型・再興人獣共通感染症に対する「ワンヘルス」実践体制の強化（案）



「ワンヘルス」実践体制の強化 及び 期待する成果

1 農研機構動物衛生研究部門を国の機関として位置づけ

・農研機構動物衛生研究部門を国の機関である動物検疫所・動物医薬品検査所と一括統合

・家畜家禽にとどまらず、現在空白となっている愛玩動物及び野生動物を含むすべての動物の感染症等の調査・研究

・感染症等の発生予察、発生予防、早期診断、まん延防止
・診断薬・ワクチン等医薬品の開発、輸出入検疫の強化

2 国立感染症研究所の体制・機能の強化

・日本版CDCとしての体制強化及びアジア防疫センターの地方新設

・国立動物衛生研究所（仮称）との連携・協力

・アジア等からの越境性感染症の侵入防止

・薬剤耐性菌対策も含めた「ワンヘルス」の推進